

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 児童福祉法の一部改正の要点

一 都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担の対象外とすること。（第五十三条関係）

二 市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、都道府県の負担の対象外とすること。（第五十五条関係）

### 第二 国民健康保険法の一部改正の要点

市町村における介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用について、国庫負担の対象外とすること。（第六十九条関係）

### 第三 児童扶養手当法の一部改正の要点

都道府県及び市町村における児童扶養手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること。（第二十一条の二関係）

### 第四 児童手当法の一部改正の要点

市町村の児童手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること。（第十八条第四項及び第十九条第二項関係）

#### 第五 介護保険法の一部改正の要点

市町村が行う要介護認定に係る事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること。（第百二十六条関係）

#### 第六 施行期日等

- 一 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。